

第 25 期 BusiNest 「創業準備コース」利用者募集要項

中小企業大学校東京校内にて運営しています創業・新事業支援施設 BusiNest（ビジネス）では、令和3年2月1日（月曜）より BusiNest 「創業準備コース」第25期利用者について、申込受付を開始しますのでお知らせします。

BusiNest 「創業準備コース」は、創業を目指している個人や個人事業者及び創業間もない法人（法人設立後2年以内）へ様々な支援サービスを提供するコースです。募集内容の詳細については、下記をご覧ください。

記

1. 創業準備コース利用者（以下「利用者」と略す。）の資格

次の①～④のいずれかに該当し、かつ BusiNest からの支援を受けようとする者であって、公序良俗に反しない事業に取り組んでいる、又は取り組もうとしている者

但し、申込以前に BusiNest 会員（「無料コース」を除く）であった者や法人は新たにご利用のお申込みをいただくことはできません。

- ①創業を志している個人
- ②具体的に創業に向けて活動している個人
- ③新たな事業に取り組んでいる個人事業主
- ④創業間もない法人（法人設立後2年以内）

上記①～④のいずれの場合も、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（「反社会的勢力」）を除く。

2. 利用期間

6ヶ月間。

更新基準を満たす場合は3回まで更新可。

○更新基準の主な内容

- ・利用者の6ヶ月間の創業活動や支援受入実績
- ・支援の必要性、実行可能性
- ・支援の受け入れ態勢（下記記載の講座や面談の参加状況、課題の提出状況等）
- ・機構、関係機関、他会員との関係

今回募集分については令和3年4月1日（木曜）利用開始予定です。

利用開始後、利用者は BusiNest が主催する全4回の講座を受講いただきます。講座の内容や日程については改めてご案内いたします。

必要に応じて補講等も開催いたしますので、必ずご参加ください。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため、Web を活用したオンライン講

座に変更となる可能性がございます。あらかじめご了承ください。

3. 支援の内容

利用者ごとに専属で配置する BusiNest アドバイザー（支援担当者）が、利用者に対して、ビジネスプラン作成や事業立ち上げなどに関する「事業スキームづくり」の支援を行います。

支援とは、利用者の創業準備活動を代行することではありません。利用者の様々な相談に応じ、一緒に悩んで、創業の実現に向けた対策を練ったり、道筋を定めたりすることです。また、基本的な経営知識の提供や土業等の専門家への橋渡しをすることです。

4. 基本利用料（税込み）

4, 000円／月。

更新ごとに「2, 000円／月」プラスとなります。

5. スペース利用料（税込み。電気料も含む）

利用者は希望により、創業準備のための一時期に限り、スペースを利用することができます。

ただし、スペース利用希望者が提供可能なスペースの数を超過した場合は、BusiNest 職員が抽選を行いスペース利用者の決定をさせていただきます。

なお利用にあたっては、毎月以下の利用料を基本利用料に加えてお支払いください（消費税込み。電気料も含む）。

ブースオフィス 2, 000円／月

個室（小） 4, 000円／月

個室（中） 8, 000円／月

※ ブースオフィスには、机や椅子、ホワイトボードが常備されております。

6. 利用料の振込

利用料の初回振込は、2ヵ月分の利用料を機構が指定する日時までに、機構が指定する口座に振り込んでいただきます。

BusiNest は賃貸施設ではありませんので保証金は不要です。スペースも使用貸借でのご利用となります。

利用者の判断で専門家から支援を受ける際は有料となります。

なお、利用料は利用期間中変更となる場合もありますので、予めご了承ください。

7. 申込受付期間

令和3年2月1日（月曜）より令和3年2月28日（日曜）まで受付します。郵送や書類の持ち込み等は、令和3年2月27日（土曜）の17時までに、BusiNest が受理したものを有効とします。

8. 申込受付方法

所定の申込書を下記の Web ページよりダウンロードの上、必要書類と併せてメールもしくは郵送・持参にてご提出ください。

<https://businest.smrj.go.jp/course/entrepreneur/>

【電子メール提出の場合（推奨）】

businest@smrj.go.jp

※メール提出の場合、添付ファイル容量上限は **7MB** です。

メールが事務局に届かない場合の申込は無効となります。

【郵送・持参の場合】

〒207-8515 東京都東大和市桜が丘 2-137-5 東大和寮 3階 BusiNest

※郵送・持参の場合につきましては、申込書の署名欄に必ず自著してください。電子メール提出の場合は署名欄への記入は不要です。

なお「BusiNest 利用規約」及び「BusiNest 創業準備コース利用細則」を必ずご確認の上、申込みを行ってください。

9. 利用者の募集者数

8者（法人）程度。

10. 利用者の決定方法

申込書を受理した後、面接を行い、創業への意欲、事業内容、及び支援の実行可能性等を確認した上、機構での審査により決定します。申込者数や事業内容等により利用者とならない場合があることをご承知おきください。

なお、面接については Web 会議ツール等を利用し、オンラインで実施する場合がございます。申込書の受理後、日程調整とともに改めてご案内いたします。

※ 審査結果に関しての個別の問い合わせは、一切受付いたしません。

○利用者決定の際の主な審査事項の内容

- ・ 創業への意欲度、今までの取り組み内容
- ・ 事業内容の実現可能性
- ・ 支援の必要性、実行可能性

※BusiNest にて支援の実行不可能なビジネスは「**農業**」「**医業・歯科 医業**」「**連鎖販売取引ビジネス**」などです。

※創業支援コンサルティングや経営コンサルティング及びそれらの関連業務（研修講師や執筆活動等）、ならびに公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等の士業資格保有者が行う専門領域における業務についても支援の実行が不可能となります

- ・ 2.に記載の講座や面談への出席可能性
- ・ 人物（人間性・価値観）、健康面 等

1 1. 利用の取り消しについて

利用者が以下の①～⑥に該当するときは、通知催告を要さず直ちに BusiNest 利用の許可を取り消させていただくことがあります。

- ①虚偽申告等不正行為により BusiNest 利用の許可を受けたとき。
- ②BusiNest 利用規約第 7 条に規定する禁止行為を行ったとき。
- ③BusiNest の施設や設備等を故意又は重大な過失により毀損・滅失したとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ④利用料を 2 ヶ月以上滞納したとき。
- ⑤支援の継続が不可能であると機構が判断したとき。
- ⑥①～⑤のほか、機構が定める事項に違反した場合において機構が特に必要と判断したとき。

1 2. 問い合わせ及びお申し込み先

BusiNest（ビジネス）「創業準備コース」担当者

〒207-8515

東京都東大和市桜が丘 2-137-5

中小企業大学校東京校東大和寮 3 階 BusiNest

電話：042-565-1195 F A X：042-565-1205

e-mail：businest@smrj.go.jp